

官報

号外 昭和四十一年五月二十六日

第五十一回 衆議院會議録 第五十五号

昭和四十一年五月二十六日(木曜日)

議事日程 第三十三号

昭和四十一年五月二十六日

午後二時開議

第一 自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件

第三 中部圏開発整備法案(増田甲子七君外八十五名提出)

第四 住宅建設計画法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

漁港審議会委員任命につき同意を求めるの件

鉄道建設審議会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本電信電話公社経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 地方自治法第五十六條第六項の規定

定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件

日程第三 中部圏開発整備法案(増田甲子七君外八十五名提出)

日程第四 住宅建設計画法案(内閣提出)

午後二時五分開議

○副議長(園田直君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○副議長(園田直君) おはかりいたします。

議員堂森芳夫君から、海外旅行のため、五月二十七日から六月十八日まで二十三日間、議員石田有全君、同田原春次君及び同高田富之君から、海外旅行のため、五月二十七日から本會期中、議員松平忠久君から、海外旅行のため、六月四日から本會期中、右いずれも請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

漁港審議会委員任命につき同意を求めるの件

鉄道建設審議会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本電信電話公社経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

○副議長(園田直君) おはかりいたします。

内閣から、土地調整委員会委員長に黒河内透君を、同委員会委員に安平鹿一君を、漁港審議会委員に井出正孝君、家坂孝平君、黒田静夫君、林眞治君、向瀬實三郎君、鈴木常松君、大野宇与茂君、吉村直之君、落合勝郎君を、鉄道建設審議会委員に鈴木清秀君、根津嘉一郎君、永野重雄君、芦原義重君、西村健次郎君、柳満珠雄君、麻生平八郎君、加藤閔男君を、電波監理審議会委員に古賀逸策君、藤井崇治君を、日本電信電話公社経営委員会委員に萩原吉太郎君を任命したので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数。よつて、いずれも同意を与えるに決しました。

日程第一 自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(園田直君) 日程第一、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案を議題といたします。

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

右

國会に提出する。

昭和四十一年三月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律

自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二條第二項に規定する自動車」の下に「及び同條第三項に規定する原動機付自転車」を加える。

第九条の二第二項中「軽自動車」の下に「原動機付自転車」を加える。

第九条の三第三項中「軽自動車」の下に「原動機付自転車」を加え、同條第二項中「当該軽自動車」の下に「当該原動機付自転車」を加え、同條第三項中「軽自動車」の下に「原動機付自転車」を加え、同條第三項中「軽自動車」の下に「原動機付自転車」を加える。

第十条の二第二項及び第三項中「軽自動車」の下に「及び原動機付自転車」を加える。

第十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定に基づき政令を制定し、又は改正

昭和四十一年五月二十六日 衆議院會議録第五十五号

議員請暇の件 土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求める法律案

昭和四十一年五月二十六日 衆議院會議録第五十五号 自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

する場合においては、政令で、当該政令の施行の際現に責任保険の契約が締結されている自動車について責任保険の保険金額を当該制定又は改正による変更後の保険金額とするために必要な措置その他当該制定又は改正に伴う所要の経過措置を定めることができる。

第二十条第一号中「車両番号」の下に、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十六条第三項(同法第一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する標識の番号を加える。

第三十四条中「十一人」を「十三人」に改める。

第三十五条第一項中「四人」を「五人」に改め、同条第二項第一号中「三人」を「四人」に改める。

第四十条中「責任保険」の下に「(原動機付自転車に係るものを除く。以下この節において同じ。)」を加える。

第六十五条の二第一項及び第二項中「軽自動車」の下に「及び原動機付自転車」を加える。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(原動機付自転車に対する適用)
第二条 原動機付自転車については、改正後の自動車損害賠償保障法(以下「新法」という。)第二章、第三章第二節、第二十四条及び第七十八条第一項の規定は昭和四十一年七月三十一日まで、新法第五条、第八条、第九条の三(新法第十条の二第四項において準用する場合を含む。)、第十条の二第三項、第四章、第七十二条第一項、第七十八条第二項、第八十二条第一項及び第八十五条の規定は同年九月三十日まで、適用しない。

(経過規定)

第三条 原動機付自転車に係る自動車保険の契約(被保険者が原動機付自転車の運行によつて他人の生命又は身体に加えた損害の賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をてん補

することを目的とする保険契約をいう。)であつて昭和四十一年十月一日前に締結されたもの(以下「旧契約」という。)の当事者は、当該原動機付自転車につき自動車損害賠償責任保険の契約(以下「責任保険契約」という。)が締結されたときは、旧契約を解除することができる。

2 前項の規定により旧契約が解除されたときは、旧契約の保険者は、保険契約者に対して、政令で定める金額の解約返戻金を支払わなければならない。

3 旧契約の保険金額は、当該原動機付自転車につき責任保険契約が締結されたときは、政令で定める金額まで増加したものとす。

4 旧契約の保険契約者は、当該原動機付自転車につき責任保険契約が締結されたときは、旧契約の保険者に対して、政令で定める金額の支払を請求することができる。ただし、第一項の規定により旧契約が解除されたときは、この限りでない。

5 旧契約の保険契約者が、前項本文の規定による請求をしたときは、その時以後、旧契約の保険金額は、第三項の規定により増加した時以前の金額に復するものとする。

6 旧契約に係る原動機付自転車につき責任保険契約が締結された場合において、旧契約及び責任保険契約によりてん補すべき損害が生じたときは、まず責任保険契約による損害のてん補を行ない、そのてん補金額が損害の全部をてん補するに足りないときは、その足りない金額を旧契約によりてん補するものとする。

理 由

最近における原動機付自転車の保有回数及び事故の増大にかんがみ、被害者の保護を図るため、原動機付自転車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立する等の必要がある。これが、この法律案

を提出する理由である。

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長古川丈吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔古川丈吉君登壇〕

○古川丈吉君 たいだいま議題となりました自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案の内容を簡単に申し上げますと、最近の原動機付自転車の車両数は、自動車の車両数に匹敵する六百七十二万両に達し、これによる人身事故は、三十九年度において九万四千人の死傷者を出すとす、まことに憂慮すべき事態に立ち至つたのかんがみまして、損害賠償を保障する制度を確立し、これら被害者の保護をはかりとするものであります。

改正の第一は、政府の再保険事業に関する規定を除き、原動機付自転車も自動車損害賠償保障法の適用を受けることとし、第二に、保険金額を定める政令が改正せられた場合、所要の経過措置を政令で定めることができることとし、第三に、自動車損害賠償責任保険審議会の委員を二名増員して十三名とし、その所要の整備をしようとするものであります。

本案は、去る三月四日提出、同日付託となり、三月九日提案理由の説明を聴取し、九回にわたつて慎重審議を重ね、五月十一日質疑を終了、自由民主党田邊國男君外四名より、耕うん機を本法より除くこと、新たに自動車責任共済制度を設け、政令に定める自動車について、農協並びに農協連合会が共済責任を負うことができることとする、施行日を公布の日とする等の趣旨の修正案が提出され、また、日本社会党久保三郎君外一名より、

耕うん機を本法の第十条に加えること、自動車責任共済制度を設けて農協並びに農協連合会が共済責任を負うこととし、原付自転車をも国が再保険する等の修正案が提出されたのであります。

次いで、五月二十四日、原案及び修正案を一括して討論に付し、自由民主党を代表して壽原正一君が、原案及び自民党に賛成、社会民主党に反対、日本社会党を代表して久保三郎君、民主社会党を代表して竹谷源太郎君が、それぞれ社会民主党に賛成、原案及び自民党案に反対の意を表され、採決の結果、社会党修正案を起立少数で否決、自民党修正案及び修正部分を除く原案を起立多数をもつて可決し、よつて、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第一項の改正に関する部分の前の次のように加える。

目次中「第四章 自動車損害賠償自家保障(第五十五条―第七十条)」を「第三章の二 自動車損害賠償責任共済(第五十四条の二―第五十五条の二)」に改める。

第二条第一項の改正に関する部分中「及び同条第三項」を「(農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車を除く。及び同条第三項に改める。

第六十五条の二第一項及び第二項の改正に関する部分の前の次のように加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 自動車損害賠償責任共済

社」の下に、「組合を、」第十七条第一項」の下に「(第五十四条の五において準用する場合を含む。)を加える。

第七十七条第一項及び第三項中「保険会社」の下に「又は組合」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合は、農業協同組合法第十条の規定にかかわらず、第一項の規定により委託された業務を行なうことができる。

第七十八条第一項中「保険会社」の下に、「組合」を加える。

第八十四条中「第四章、前章」を「第三章の二から前章まで」に改める。

第八十四条の二第一項及び第二項中「保険除外標準」の下に、「共済標準」を加え、同条第三項中「保険標準」の下に「又は共済標準」を加え、同条第四項中「保険標準」の下に「又は共済標準」を、「保険会社」の下に「又は組合」を加える。

第八十五条第一項中「自動車損害賠償責任保険証明書」の下に、「自動車損害賠償責任共済証明書」を加える。

第八十七条第二号中「自動車損害賠償責任保険証明書」の下に、「自動車損害賠償責任共済証明書」を、「保険除外標準」の下に、「共済標準」を加える。

第八十八条中「第十条の二第四項」の下に、「第五十四条の八第三項」を加える。

第八十九条第一号中「第六十五条の二第三項」を「第五十四条の八第三項及び第六十五条の二第三項」に改め、同条第二号中「第六十九条第一項」を「第五十四条の十第一項又は第六十九条第一項」に改め、同条同号の次に次の一号を加える。

二の二 第五十四条の十第一項の規定による閲覧を拒み、妨げ、又は忌避した者

第九十一条に次の一項を加える。

3 組合が第五十四条の五において準用する第二十四条の規定に違反したときは、組合の理事は、三十万円以下の過料に処する。

附則第一条中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二条中「第三章第二節」の下に「(同節第十二条から第十九条まで及び第二十二條の規定を第五十四条の五において準用する場合を含む。)」を、「第二十四条」の下に「(第五十四条の五において準用する場合を含む。)」を、第五十四条の四、第五十四条の六を、「第十条の二第四項」の下に「及び第五十四条の八第三項」を、「第十条の二第三項」の下に「第五十四条の八第一項及び第二項」を加え、「及び第八十五条」を並びに第八十五条に改める。

附則第三条中「旧契約」を「旧保険契約」に改め、同条第一項中「自動車損害賠償責任保険の契約以下「責任保険契約」といふ。」を「責任保険契約」に改め、同条を附則第四条とし、同条の見出しの次に次の一条を加える。

第三条 農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車(以下「農耕作業用小型特殊自動車」といふ。)を自己のために運行の用に供する者がこの法律の施行前に当該農耕作業用小型特殊自動車を運行し、これによつて他人の生命又は身体を害した場合における損害賠償の責任に關しては、なお従前の例による。

2 農耕作業用小型特殊自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約(以下「責任保険契約」といふ。)であつてこの法律の施行の際に締結されているものは、当該責任保険契約の保険期間の残存期間中、保有者(改正前の自動車損害賠償保障法(以下「旧法」といふ。))第二条第三項に規定する保有者をいう。又は運転者(旧法第二条第四項に規定する運転者をいう。が当該農耕作業用小型特殊自動車の運行によつて他人の生命又は身体に加えた損害の賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をてん補することを目的として、当該責任保険契約の当事者間において締結された保険契約として存続するものとする。ただし、保険金額については、新法

第十三条第二項の規定による定めがなされた場合においては、当該変更後の保険金額と同じ額とする。

3 前項に規定するものを除き、同項の保険契約に係る保険関係については、責任保険に關する新法(第二十条の二第二項の規定を除く。)その他の法令の規定を準用する。

4 自動車損害賠償責任再保険に關する新法の規定の適用については、第二項の保険契約は責任保険契約とみなす。

附則に次の五条を加える。

第五條 原動機付自転車に係る自動車共済の契約(被共済者が原動機付自転車の運行によつて他人の生命又は身体に加えた損害の賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をてん補することを目的とする共済契約であつて、農業協同組合法に基づき同法第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合又は農業協同組合連合会との間に締結されたものをいう。であつて昭和四十一年十月一日前に締結されたもの(以下「旧共済契約」といふ。))の当事者は、当該原動機付自転車につき自動車損害賠償責任共済の契約が締結されたときは、旧共済契約を解除することができ。

2 前条第二項から第六項までの規定は、原動機付自転車に係る旧共済契約について準用する。

この場合において、これらの規定中「旧保険契約」とあるのは、「旧共済契約」と、「旧保険契約の保険者」とあるのは、「農業協同組合又は農業協同組合連合会」と、「保険契約者」とあるのは、「共済契約者」と、「保険金額」とあるのは、「共済金額」と、「責任保険契約」とあるのは、「自動車損害賠償責任共済の契約」と読み替へるものとする。

第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

第七條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四十二号の六の次に次の二号を加える。

四十二の七 自動車損害賠償責任共済等の共済規程に關する処分について同意すること。

四十二の八 自動車損害賠償責任共済等に關する業務に關し、報告をさせ、帳簿書類の閲覧を求め、又は必要な措置をとるべきことを求めること。

第二十八條第一項に次の一号を加える。

二十五 自動車損害賠償責任共済に關すること。

第五十一條第一項第二十号の四の次に次の一号を加える。

二十の五 自動車損害賠償責任共済に關すること。

(大蔵省設置法の一部改正)

第八條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十号の二の次に次の一号を加える。

四十の三 自動車損害賠償責任共済等の共済規程に關する処分について同意すること。

第十二條第一項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 自動車損害賠償責任共済に關すること。

第十二條第二項中「同項第八号の二」の下に「及び第八号の三」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第九條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第九号ノ九中「保険契約証書」の下に「並ニ同法ニ規定スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責任共済ニ關シ發スル共済掛金受取書及共済契約証書」を加える。

○副議長(園田直君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数。よって、本案は
委員長報告のとおり決しました。

日程第二 地方自治法第五十六條第六項の
規定に基づき、税務署の設置に關し承認を
求めるの件

○副議長(園田直君) 日程第二、地方自治法第百
五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に
關し承認を求めるの件を議題といたします。

別紙

新設する税務署

所轄国税 局名	都道府県 名	税務署名	位置	管轄 区域
東京	東京	雪谷	大田区	大田区のうち南千束町、北千束町、東雪谷一丁目 から東雪谷五丁目まで、仲池上一丁目、仲池上 二丁目、雪ヶ谷町、池上洗足町、石川町、上池上 町、道々橋町、久ヶ原町、田園調布一丁目から田 園調布七丁目まで、調布嶺町一丁目、調布嶺町二 丁目、調布千鳥町、調布鶴ノ木町、調布大塚町
福岡	福岡	西福岡	福岡市	福岡市のうち今川一丁目、今川二丁目、黒門、大 濠公園、大濠二丁目、大濠三丁目、地行西町、地 行東町、西唐人町、東唐人町、東唐人町堀端、柳 木屋町、大円寺町、浪人町、新大工町、伊崎、西 公園、荒戸一丁目から荒戸三丁目まで、西新町、 二百石町、今川通新町、城西町、西ヶ崎町、中田 町、下田町、城西橋通、上今川橋通、西新町一丁 目、西新町二丁目、曙町一丁目から曙町三丁目ま で、弥生町一丁目から弥生町三丁目まで、麓原一 番丁から麓原四番丁まで、弓田町、神楽町、上野 町、昭代町一丁目から昭代町四丁目まで、紅葉町

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づ
き、税務署の設置に關し承認を求めるの件
右
国会に提出する。
昭和四十一年二月十四日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

地方自治法第五十六條第六項の規定に基
づき、税務署の設置に關し承認を求めるの
件

東京国税局に雪谷税務署を、福岡国税局に西福
岡税務署を設置する必要があるので、別紙のと
おりその設置について、地方自治法第五十六條第
六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

一丁目から紅葉町三丁目まで、藤崎町一丁目、藤
崎町二丁目、飛石町一丁目から飛石町三丁目ま
で、金門町一丁目、金門町二丁目、庄浜町一丁
目、庄浜町二丁目、室見町一丁目から室見町四丁
目まで、福慶町一丁目から福慶町三丁目まで、大
字有田、大字原、大字荒江、大字飯倉、大字七
隈、大字小田部、大字庄、六本松、六本松一丁
目、六本松二丁目、草ヶ江町、草香江一丁目、草
香江二丁目、草ヶ江本町一丁目から草ヶ江本町四
丁目まで、上ノ町、大坪町一丁目、大坪町二丁
目、大字谷、大字島崎、島崎一丁目から島崎三丁
目まで、大字田島、東田島一丁目から東田島四丁
目まで、浪人谷、馬屋谷、茶園谷、馬場頭、大字
片江、大字堤、大字東油山、大字上長尾、大字下
長尾、大字繪原六百番の六から六百番の四十六
で、六百三番の五・六百三番の十から六百三番の
十九まで、六百四十一番の四から六百四十一番の十四
まで、六百四十番の二から六百四十番の四十五ま
で、竜王町、別府北町一丁目、別府北町二丁目、
別府町一丁目、別府町二丁目、別府新町一丁目か
ら別府新町三丁目まで、弓馬場町一丁目から弓馬
場町三丁目まで、西田町一丁目から西田町三丁目
まで、塩屋町一丁目、塩屋町二丁目、上中浜町一
丁目から上中浜町三丁目まで、下中浜町一丁目、
下中浜町二丁目、小笹一丁目から小笹三丁目ま
で、赤坂山、大字西油山、大字梅林、大字野井、
大字西脇、大字千腰、大字免、大字次郎丸、大字
田、大字羽根戸、大字飯盛、大字吉武、大字金
武、大字西崎、姫浜町、大字下山門、大字拾六
町、大字野方、大字戸切、大字福重、大字石丸、
大字橋本、能古、今宿町、横浜、今宿青木、今宿
上ノ原、今津、大字周船寺、大字徳永、大字女
原、大字飯氏、大字千里、大字宇田川原、大字田
尻、大字太郎丸、大字元阿、大字桑原、大字西
浦、大字宮浦、大字小田、大字草場、大字玄海
島、大字小呂島、糸島郡、早良郡

昭和四十一年五月二十六日 衆議院會議録第五十五号

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件 中部圏開発整備法案外 一二三八

理 由

最近における大都市地域の納税者及び課税物件の大幅な増加等による事務の増大に対処し、納税者の利便と税務行政の円滑な運営を図るため、東京国税局に雪谷税務署を、福岡国税局に西福岡税務署を設置する必要があるからである。

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。
大蔵委員長三池信君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔三池信君登壇〕

○三池信君 ただいま議題となりました地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近、都会地の税務署におきましては、管内の納税者、課税物件等の大幅な増加に伴い、事務量が過大となり、税務行政の運営に円滑を欠くおそれを生じてきておりますので、本件は、このような事情に対処して、東京国税局管内に雪谷税務署を、また福岡国税局管内に西福岡税務署をそれぞれ設置し、もって納税者の利便と税務行政の円滑な運営をはかるものとしてあります。

本件につきましては、審査の結果、昨二十五日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数。よって、本件は

委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 中部圏開発整備法案(増田甲子七君外八十五名提出)

日程第四 住宅建設計画法案(内閣提出)

○副議長(園田直君) 日程第三、中部圏開発整備法案、日程第四、住宅建設計画法案、右両案を一括して議題といたします。

中部圏開発整備法案

右の議案を提出する。

昭和四十一年五月六日

提出者

増田甲子七	井出 太郎
井原 岸高	稻村左近四郎
宇野 宗佑	上村 千一郎
植木庚子郎	浦野 幸男
江崎 真澄	遠藤 三郎
小川 平二	大石 八治
大野 明	鍛冶 良作
海部 俊樹	金子 一平
神田 博	唐澤 俊樹
川崎 秀二	木部 佳昭
木村 俊夫	吉川 久衛
久野 忠治	草野 一郎平
倉石 忠雄	小金 義照
小坂善太郎	額 彌三
佐伯 宗義	正力松太郎
田村 元	高見 三郎
竹山祐太郎	辻 寛一
坪川 信三	内藤 隆
中垣 國男	中野 四郎
中村 幸八	丹羽 兵助
西村 直己	野田 卯一
野呂 恭一	羽田武嗣郎
服部 安司	濱地 文平
廣瀬 正雄	福田 一

目次

中部圏開発整備法案

賛成者	賛成者
相川 勝六	外三百二十三名
益谷 秀次	松澤 雄藏
松村 謙三	南 好雄
山田 彌一	山手 満男
山本 幸雄	早稲田柳右馬
渡辺 栄一	赤松 勇
伊藤よし子	岡 良一
岡本 隆一	加藤 清二
勝澤 芳雄	勝岡田清一
角屋堅次郎	川村 慈義
佐藤機次郎	佐野 憲治
下平 正一	田口 誠治
高橋 重信	橋 兼次郎
堂森 芳夫	中井徳次郎
中澤 茂一	西村 関一
長谷川 保	原 茂
穂積 七郎	松平 忠久
矢尾喜三郎	山本 幸一
横山 利秋	春日 一幸
竹本 孫一	山下 榮二

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 中部圏開発整備本部(第三条・第五条)
第三章 中部圏開発整備審議会(第六条・第七条)
第四章 中部圏開発整備地方協議会(第八条)
第五章 中部圏開発整備計画(第九条・第十二条)
第六章 中部圏開発整備計画に基づく事業の実施(第十三条・第二十四条)
附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、中部圏の開発及び整備に關する総合的な計画を策定し、その実施を推進す

ることにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位置する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

第二条 この法律で「中部圏」とは、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域をいう。

2 この法律で「中部圏開発整備計画」とは、中部圏の建設とその均衡ある発展を図るため必要な中部圏の開発及び整備に關する計画をいう。

3 この法律で「都市整備区域」とは、中部圏の地域のうち第十三条第一項の規定により指定された区域をいう。

4 この法律で「都市開発区域」とは、都市整備区域以外の中部圏の地域のうち第十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

5 この法律で「保全区域」とは、中部圏の地域内において観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要がある区域で、第十六条第一項の規定により指定された区域をいう。

第二章 中部圏開発整備本部
(設置)
第三条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条第一項の規定に基づいて、総理府の機関として、中部圏開発整備本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)
第四条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。
一 中部圏開発整備計画の案の作成に關して必要な相互の連絡を図ること。
二 中部圏開発整備計画の作成及びその作成のため必要な調査を行なうこと。

三 中部圏開発整備計画の実施に必要となる関係行政機関相互の連絡調整を図ること。 四 中部圏開発整備計画の実施を推進すること。 五 その他中部圏開発整備計画に関し、内閣総理大臣の権限に属する事務を処理すること。	第五條 本部の長は、中部圏開発整備局長官とし、國務大臣をもつて充てる。 二 中部圏開発整備局長官は、本部の事務を統轄し、所部の職員の服務を監督する。 三 本部に、次長その他の職員を置く。 四 この法律に定めるもののほか、本部の組織に關し必要な事項は、政令で定める。	第三章 中部圏開発整備審議会 (設置及び所掌事務) 第六條 総理府に、附屬機關として、中部圏開発整備審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。 二 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、中部圏開発整備計画の策定及び実施に關する重要事項その他審議会の権限に屬せられた事項について調査審議する。 三 審議会は、中部圏開発整備計画の策定及び実施に關する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることが出来る。	第七條 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十三人以内で組織する。 一 関係行政機関の職員 十一人以内 二 関係県の知事及び関係指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいふ。以下同じ。)の市長 十人 三 関係市の市長(関係指定都市の市長を除く。)を代表する者 一人 四 関係町村の町村長を代表する	昭和四十一年五月二十六日 衆議院會議録第五十五号 中部圏開発整備法案外一案	
五 学識経験のある者 一人 二 審議会の委員は、非常勤とする。 三 学識経験のある者のうちから任命される審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 四 前項の審議会の委員は、再任されることが出来る。 五 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。	第四章 中部圏開発整備地方協議会 (中部圏開発整備地方協議会) 第八條 中部圏の開発及び整備に關する重要事項を調査審議するため、関係県は、その協議により規約を定め、共同して、中部圏開発整備地方協議会を設置する。 二 前項の規定による関係県の協議については、当該県の議会の議決を経なければならない。 三 中部圏開発整備地方協議会は、委員三十四人以内で組織する。 四 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。	一 関係県の知事及び関係指定都市の市長 十人 二 関係県及び関係指定都市の議会の議長 十人 三 関係市の市長(関係指定都市の市長を除く。)を代表する者につき関係県の知事が協議して任命する者 一人 四 関係市の議会の議長(関係指定都市の議会の議長を除く。)を代表する者につき関係県の知事が協議して任命する者 一人 五 関係町村の町村長を代表する者につき関係県の知事が協議して任命する者 一人 六 関係町村の議会の議長を代表	する者につき関係県の知事が協議して任命する者 一人 七 学識経験のある者のうちから関係県の知事が協議して任命する者 十人以内 五 この法律に定めるもののほか、中部圏開発整備地方協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、規約で定めるものとする。 第五章 中部圏開発整備計画 (中部圏開発整備計画の内容) 第九條 中部圏開発整備計画は、基本開発整備計画及び事業計画とする。 二 基本開発整備計画(以下「基本計画」といふ。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。この場合において、第二号及び第三号に掲げる事項については、第一号に規定する方針に基づいて定めるものとする。	一 中部圏における人口の規模及び配分、産業の配置、土地、水その他の資源の保全及び開発、都市の開発及び整備、交通体系の確立、教育の振興その他中部圏の開発及び整備に關する総合的かつ基本的な方針 二 都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に關する事項 三 次に掲げる事項で根幹となるべきものとして政令で定めるもの イ 道路、鉄道、港湾、空港、運河等の交通施設及び通信施設の整備に關する事項 ロ 住宅用地、工場用地等の土地利用に關する事項 ハ 水資源の開発及び利用に關する事項 ニ 国土保全施設の整備に關する事項 ホ 住宅及び生活環境施設の整備に關する事項 ヘ 公害の発生の防止に關する施設その他公害の防止に關する事項 ト 教育文化施設の整備に關する事項 チ 観光資源の開発、利用及び保全並びに文	
化財の保存に關する事項 リ その他中部圏の開発及び整備に關する事項 三 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。 (基本計画の作成及び提出) 第十條 関係県は、その協議により、中部圏開発整備地方協議会の調査審議を経て基本計画の案を作成し、これを中部圏開発整備局長官に提出しなければならない。 (中部圏開発整備計画の作成及び決定) 第十一條 基本計画は、前条の規定により提出された案に基づいて作成するものとする。 二 中部圏開発整備局長官は、中部圏開発整備計画を作成するに關して必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業を営む者(以下「関係事業者」といふ。)に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。 三 中部圏開発整備計画は、内閣総理大臣が、審議会(事業計画については、審議会及び関係県の意見)の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して、決定するものとする。 四 内閣総理大臣は、基本計画の決定をするに当たつて、基本計画が前条の規定により提出された案と著しく異なるものである場合その他特別の必要があると認める場合には、関係県の意見をきくものとする。 五 内閣総理大臣は、中部圏開発整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、総理府令の定めるところにより公表しなければならない。 六 前項の規定により公表された事項に關し利害關係を有する者は、公表の日から三十日以内に、総理府令の定めるところにより内閣総理大臣に意見を申し出ることが出来る。 七 前項の規定による申出があつたときは、内閣	第十條 関係県は、その協議により、中部圏開発整備地方協議会の調査審議を経て基本計画の案を作成し、これを中部圏開発整備局長官に提出しなければならない。 (中部圏開発整備計画の作成及び決定) 第十一條 基本計画は、前条の規定により提出された案に基づいて作成するものとする。 二 中部圏開発整備局長官は、中部圏開発整備計画を作成するに關して必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業を営む者(以下「関係事業者」といふ。)に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。 三 中部圏開発整備計画は、内閣総理大臣が、審議会(事業計画については、審議会及び関係県の意見)の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して、決定するものとする。 四 内閣総理大臣は、基本計画の決定をするに当たつて、基本計画が前条の規定により提出された案と著しく異なるものである場合その他特別の必要があると認める場合には、関係県の意見をきくものとする。 五 内閣総理大臣は、中部圏開発整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、総理府令の定めるところにより公表しなければならない。 六 前項の規定により公表された事項に關し利害關係を有する者は、公表の日から三十日以内に、総理府令の定めるところにより内閣総理大臣に意見を申し出ることが出来る。 七 前項の規定による申出があつたときは、内閣	第十條 関係県は、その協議により、中部圏開発整備地方協議会の調査審議を経て基本計画の案を作成し、これを中部圏開発整備局長官に提出しなければならない。 (中部圏開発整備計画の作成及び決定) 第十一條 基本計画は、前条の規定により提出された案に基づいて作成するものとする。 二 中部圏開発整備局長官は、中部圏開発整備計画を作成するに關して必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業を営む者(以下「関係事業者」といふ。)に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。 三 中部圏開発整備計画は、内閣総理大臣が、審議会(事業計画については、審議会及び関係県の意見)の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して、決定するものとする。 四 内閣総理大臣は、基本計画の決定をするに当たつて、基本計画が前条の規定により提出された案と著しく異なるものである場合その他特別の必要があると認める場合には、関係県の意見をきくものとする。 五 内閣総理大臣は、中部圏開発整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、総理府令の定めるところにより公表しなければならない。 六 前項の規定により公表された事項に關し利害關係を有する者は、公表の日から三十日以内に、総理府令の定めるところにより内閣総理大臣に意見を申し出ることが出来る。 七 前項の規定による申出があつたときは、内閣	第十條 関係県は、その協議により、中部圏開発整備地方協議会の調査審議を経て基本計画の案を作成し、これを中部圏開発整備局長官に提出しなければならない。 (中部圏開発整備計画の作成及び決定) 第十一條 基本計画は、前条の規定により提出された案に基づいて作成するものとする。 二 中部圏開発整備局長官は、中部圏開発整備計画を作成するに關して必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業を営む者(以下「関係事業者」といふ。)に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。 三 中部圏開発整備計画は、内閣総理大臣が、審議会(事業計画については、審議会及び関係県の意見)の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して、決定するものとする。 四 内閣総理大臣は、基本計画の決定をするに当たつて、基本計画が前条の規定により提出された案と著しく異なるものである場合その他特別の必要があると認める場合には、関係県の意見をきくものとする。 五 内閣総理大臣は、中部圏開発整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、総理府令の定めるところにより公表しなければならない。 六 前項の規定により公表された事項に關し利害關係を有する者は、公表の日から三十日以内に、総理府令の定めるところにより内閣総理大臣に意見を申し出ることが出来る。 七 前項の規定による申出があつたときは、内閣	第十條 関係県は、その協議により、中部圏開発整備地方協議会の調査審議を経て基本計画の案を作成し、これを中部圏開発整備局長官に提出しなければならない。 (中部圏開発整備計画の作成及び決定) 第十一條 基本計画は、前条の規定により提出された案に基づいて作成するものとする。 二 中部圏開発整備局長官は、中部圏開発整備計画を作成するに關して必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業を営む者(以下「関係事業者」といふ。)に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。 三 中部圏開発整備計画は、内閣総理大臣が、審議会(事業計画については、審議会及び関係県の意見)の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して、決定するものとする。 四 内閣総理大臣は、基本計画の決定をするに当たつて、基本計画が前条の規定により提出された案と著しく異なるものである場合その他特別の必要があると認める場合には、関係県の意見をきくものとする。 五 内閣総理大臣は、中部圏開発整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、総理府令の定めるところにより公表しなければならない。 六 前項の規定により公表された事項に關し利害關係を有する者は、公表の日から三十日以内に、総理府令の定めるところにより内閣総理大臣に意見を申し出ることが出来る。 七 前項の規定による申出があつたときは、内閣	

總理大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

(中部圏開発整備計画の変更)

第十二条 中部圏開発整備計画は、情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

2 関係県は、前項に規定する事由に該当すると認めるときは、その協議により、中部圏開発整備局長官に対し、中部圏開発整備計画の変更の申出をすることができる。

3 前条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、第一項の中部圏開発整備計画の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「審議会(事業計画については、審議会及び関係県)」とあるのは、「審議会及び関係県」と読み替へるものとする。

第六章 中部圏開発整備計画に基づく事業の実施

(都市整備区域の指定)

第十三条 内閣總理大臣は、中部圏の地域内において、産業の開発の程度が高く、さらに経済の発展が予想される地域で当該地域の発展の進捗に応じ都市の機能が十分に発揮されるよう計画的に基盤整備を行ふ必要がある区域を都市整備区域として指定することができる。

2 内閣總理大臣は、都市整備区域を指定しようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 都市整備区域の指定は、内閣總理大臣が總府令の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。

(都市開発区域の指定)

第十四条 内閣總理大臣は、中部圏の均衡ある発展を図るため、都市整備区域以外の中部圏の地域のうち、工業等の産業都市その他当該地域の発展の中心となる都市として開発整備することを

必要とする区域を都市開発区域として指定することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。

(都市整備区域等の整備等に関する法律)

第十五条 前二条に定めるもののほか、都市整備区域内及び都市開発区域内における宅地の造成その他都市整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し必要な事項は、別に法律で定める。

(保全区域)

第十六条 内閣總理大臣は、中部圏の地域内において観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要があると認める区域を保全区域として指定することができる。

2 第十三条第二項及び第三項の規定は、前項の保全区域の指定について準用する。

3 保全区域の整備に関し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

(事業の実施)

第十七条 事業計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む)の規定に従ひ、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

(協力及び勧告)

第十八条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画及び事業計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

2 内閣總理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、基本計画又は事業計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によつて採られた措置その他基本計画又は事業計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。(基本計画に関する施策の立案及び勧告)

第十九条 内閣總理大臣は、中部圏の建設とその均衡ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見をきいて基本計画に関する総合的な施策を立案し、これに基づいて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつて採られた措置について報告を求めることができる。

(国の普通財産の譲渡)

第二十条 国は、事業計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(中部圏開発整備計画の実施に要する経費)

第二十一条 政府は、中部圏開発整備計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第二十二条 地方公共団体が中部圏開発整備計画を達成するために必要な事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(中部圏開発整備計画と北陸地方開発促進計画との調整)

第二十三条 中部圏開発整備計画と北陸地方開発促進計画との調整は、内閣總理大臣が審議会と北陸地方開発審議会の意見をきいて行なうものとする。

2 前項の場合においては、北陸地方開発促進計画について適切な考慮を払いつつ調整を図るものとする。

(中部圏開発整備計画と近畿圏整備計画との調整)

第二十四条 中部圏開発整備計画と近畿圏整備計画との調整は、内閣總理大臣が審議会と近畿圏整備審議会の意見をきいて行なうものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(總理府設置法の一部改正)

2 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条・第十六条の二」を「第十六条・第十六条の三」に改める。

第十五条第一項の表中近畿圏整備審議会の項の次に次のように加える。

中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

第二章第三節第十六条の二の次に次の一条を加える。

(中部圏開発整備本部)

第十六条の三 總理府の機関として、中部圏開発整備本部を置く。

2 中部圏開発整備本部は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進するための機関とする。

3 中部圏開発整備本部の組織及び所掌事務については、中部圏開発整備法の定めるところによる。

第二十三条中「並びに近畿圏整備長官」を「近畿圏整備長官並びに中部圏開発整備長官」に改める。

附則に次の一項を加える。

6 当分の間、第二十三条に規定する定員は、同条の規定による定数に二十人を加えたものとする。

(国土総合開発法の一部改正)

3 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「又は近畿圏整備計画」を「近畿圏整備計画又は中部圏開発整備計画」に改める。

4 (水資源開発促進法の一部改正)

水資源開発促進法(昭和三十一年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

5 中部圏開発整備計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が中部圏開発整備審議会と審議会の意見をきいて行なうものとする。

理 由

総理府に中部圏開発整備本部及び中部圏開発整備審議会を置くとともに、関係県にその共同設置の機関として中部圏開発整備地方協議会を置き、中部圏開発整備計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二千万円の見込みである。

住宅建設計画法案

右

国会に提出する。

昭和四十一年三月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

住宅建設計画法

(目的)

第一条 この法律は、住宅の建設に関し、総合的な計画を策定することにより、その適切な実施を図り、もつて国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二条 国及び地方公共団体は、住宅の需要及び

供給に関する長期見通しに即し、かつ、住宅事情の実態に応じて、住宅に関する施策を講ずるよう努めなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「公的資金による住宅」とは、次の各号に掲げる住宅をいう。

一 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)による公営住宅(以下「公営住宅」という。)

二 住宅地区改良法(昭和三十一年法律第八十四号)による改良住宅

三 住宅金融公庫が融通する資金によつて建設され、若しくは購入され、又は改良される住宅

四 日本住宅公団がその業務として賃貸し、又は譲渡する住宅

五 前各号に定めるもののほか、国、政府関係機関若しくは地方公共団体が建設する住宅又は国若しくは地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係る住宅

(住宅建設五箇年計画)

第四条 建設大臣は、住宅対策審議会の意見をきいて、国民の住宅生活が適正な水準に安定するまでの間、昭和四十一年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の住宅の建設に関する計画(以下「住宅建設五箇年計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 住宅建設五箇年計画には、五箇年間に於ける住宅の建設の目標を定めなければならない。この場合において、公的資金による住宅については、その建設の事業の量を明らかにしなければならない。

3 前項の目標を定めるに当たつては、住宅の需要及び入居者の負担能力を考慮し、かつ、適切な規模、構造及び設備を有する居住環境の良好な住宅が建設されるように配慮しなければならない。

4 建設大臣は、住宅建設五箇年計画の案を作成するに当たつては、都道府県知事が、建設省令

で定めるところにより、市町村長の意見をきいて作成し、建設大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

5 建設大臣は、住宅建設五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、住宅建設五箇年計画を都道府県に通知しなければならない。

7 前各項の規定は、住宅建設五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

(地方住宅建設五箇年計画等)

第五条 建設大臣は、前条第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、住宅建設五箇年計画に基づいて、住宅対策審議会の意見をきき、政令で定める地方ごとの住宅建設五箇年計画(以下「地方住宅建設五箇年計画」という。)を作成するものとする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、地方住宅建設五箇年計画について準用する。

3 建設大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県の意見をきかなければならない。

4 建設大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成したときは、遅滞なく、これを関係都道府県に通知しなければならない。

5 前各項の規定は、地方住宅建設五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

6 建設大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成したときは、遅滞なく、地方住宅建設五箇年計画に基づいて、関係都道府県の意見をきき、都道府県の区域ごとの五箇年間に於ける公営住宅の建設の事業の量(以下「都道府県公営住宅建設事業量」という。)を定め、これを当該都道府県に通知しなければならない。

7 建設大臣は、都道府県公営住宅建設事業量を定めようとするときは、公営住宅法第二条第四

号に規定する第二種公営住宅(同法第八条の規定によるものを除く。)に係る部分については、あらかじめ厚生大臣に協議しなければならない。

8 前二項の規定は、都道府県公営住宅建設事業量を変更しようとする場合に準用する。

(都道府県住宅建設五箇年計画)

第六条 都道府県は、前条第四項及び第六項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、市町村と協議の上、地方住宅建設五箇年計画に即して当該都道府県の住宅建設五箇年計画(以下「都道府県住宅建設五箇年計画」という。)を作成するものとする。

2 都道府県住宅建設五箇年計画には、五箇年間に於ける住宅の建設の目標を定めなければならない。この場合において、公営住宅その他地方公共団体が建設する住宅及び地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係る住宅については、その建設の事業の量を明らかにしなければならない。

3 第四条第三項の規定は、都道府県住宅建設五箇年計画について準用する。

4 都道府県住宅建設五箇年計画のうち、公営住宅に係る部分については、都道府県公営住宅建設事業量によらなければならない。

5 都道府県住宅建設五箇年計画は、当該都道府県が作成した総合的な開発に関する計画との調整について十分配慮されなければならない。

6 都道府県は、都道府県住宅建設五箇年計画を作成したときは、これを建設大臣に報告しなければならない。

7 前各項の規定は、都道府県住宅建設五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

(住宅建設五箇年計画の実施)

第七条 国は、住宅建設五箇年計画に係る公的資金による住宅の建設の事業の実施のために必要な措置を講ずるとともに、住宅建設五箇年計画を達成するために必要なその他の措置を講ずる

ように努めなければならない。

2 地方公共団体は、都道府県住宅建設五箇年計画に係る前条第二項後段の住宅の建設の事業の実施のために必要な措置を講ずるとともに、都道府県住宅建設五箇年計画を達成するために必要なその他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第八条 関係行政機関は、住宅建設五箇年計画の実施に関連して必要となる公共施設及び公益的施設の整備に関し、相互に十分な協力をしなければならない。

(住宅の建設基準)

第九条 国は、住宅建設五箇年計画に定められた住宅の建設の目標に即して必要な住宅の建設基準を定め、これに基づいて住宅の建設又は住宅の建設に関する指導を行なうよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の建設基準に基づいて住宅の建設又は住宅の建設に関する指導を行なうよう努めなければならない。

(資料の提出等)

第十条 建設大臣は、住宅建設五箇年計画又は地方住宅建設五箇年計画の作成又は実施のために必要があるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出を求め、又はその所管に係る公的資金による住宅の建設基準、助成条件その他当該住宅の供給に関し意見を述べることが出来る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(公営住宅法の一部改正)

2 公営住宅法の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

(公営住宅の計画的な建設)
第六條 公営住宅の建設は、住宅建設計画法(昭和四十一年法律第 号)第六條第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画(次

条において、単に「都道府県住宅建設五箇年計画」という。)に基づいて行なわれなければならない。

第七條第一項、第二項及び第四項中「公営住宅建設三箇年計画」を「都道府県住宅建設五箇年計画」に改める。

第三十條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

3 昭和四十一年度における公営住宅の建設については、改正前の公営住宅法第六條第四項に規定する各都道府県の区域ごとの公営住宅建設三箇年計画は、当該都道府県に係る第六條第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画が作成されるまでの間は、なおその効力を有するものとし、改正後の公営住宅法の適用については、当該都道府県に係る第六條第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画とみなす。

4 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條中第二十二号の六の次に次の一号を加える。

二十二の七 住宅建設計画法(昭和四十一年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

第四條第七項中「第二十二号の四」の下に、「第二十二号の七」を加える。

第十條第一項の表住宅対策審議会の項中「建議する」を「建議し、その他住宅建設計画法に基づく権限を行なう」に改める。

理 由

住宅の建設に関する施策の実績及び住宅事情の实情にかんがみ、住宅の建設に関し、総合的な計画を策定することにより、その適切な実施を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

である。

○副議長(國田直君) 委員長の報告を求めます。建設委員長田村元君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田村元君登壇〕

○田村元君 ただいま議題となりました中部圏開発整備法案及び住宅建設計画法案の二法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず最初に、中部圏開発整備法案について申し上げます。

本案は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の緊密化を促進するとともに、首都、近畿圏の中間地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展をはかり、あわせて社会福祉の向上に寄与しようとするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

まず第一に、中部圏とは、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重及び滋賀の各県を一体とした広域をいい、その開発整備本部を総理府の機関として設置し、長には中部圏開発整備長官として国務大臣を充てるものとすることです。

第二は、総理府に内閣総理大臣の諮問に応ずる中部圏開発整備審議会を置くものと、また、関係県は共同して中部圏開発整備地方協議会を設置するものとすることです。

第三は、中部圏開発整備計画についてであり、この計画は、基本開発整備計画及び事業計画とするものと、計画の決定は内閣総理大臣が行ない、事業の実施は、国、地方公共団体等が行なうものとする等であり、

なりものとする等であり、

本案は、去る五月七日当委員会に付託され、五月十一日に提出者より提案理由の説明を聴取し、五月二十五日に質疑を終了し、直ちに採決を行なった結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、住宅建設計画法案について申し上げます。

本案は、住宅の建設に関する施策の実績及び住宅事情の实情にかんがみ、住宅の建設に関し長期にわたる総合的な計画を策定し、その適切な実施をはかることにより、国民生活の基盤である住宅を確保し、その質を向上させることを目的とするもので、おもな内容は次のとおりであります。

第一に、建設大臣は、国全体の長期計画として、昭和四十一年度以降の毎五カ年を各一期とする住宅建設五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとし、この計画の案には、五カ年間における住宅の建設の目標を定めるほか、公営住宅その他の公的資金による住宅の建設について事業の量を明らかにすることとしたしました。

第二に、建設大臣は住宅建設五カ年計画に基づいて地方ごとの、都道府県は各都道府県の住宅建設五カ年計画を、それぞれ作成するものと、地方ごとの計画には都道府県公営住宅建設事業量を、都道府県の計画には建設の目標を定めるほか、地方公共団体が建設する住宅及び財政援助をする住宅の事業の量を明らかにすることとしたしました。

第三に、国及び地方公共団体はこれら五カ年計画の実施について必要な措置を講ずるほか、関係行政機関は実施に関連して必要となる公的諸施設の整備に関し十分な協力をすることとしたしました。

第四に、国及び地方公共団体は国の定めた住宅の建設基準に基づいて住宅の建設または指導を行なうよう努めなければならないものといたしました。

四

佐野	憲治君	原	茂君
三木	喜夫君	神近	市子君
華山	親義君	森本	靖君

（議案受領）

去る十八日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

流通業務市街地の整備に関する法律案
(議案付託)

、去る十八日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

提出第一五五号（予）	建設委員会	付託
流通業務市街地の整備に關する法律案（内閣		

（答弁通知書受領）
一、去る十七日、内閣から、衆議院議員高田富之君提出財団法人纖維貿易会館の監督に關する質問に対して、財団法人纖維貿易会館当事者に対して、

し事情聴取等を行なつており、これに日時を必要とするため、昭和四十一年五月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

（答弁書受領）
一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員高田富之君提出財団法人纖維貿易会

館の監督に關する質問に對する答弁書

主意書
右の實情主意書を提出する。
昭和四十一年五月九日
提出者 高田 富之

衆議院議長 山口喜久一郎殿
財団法人纖維貿易会館の監督に関する質問
主意書
昭和三十二年、財団法人纖維貿易会館が設立

された当時、「全国繊維品小売商連合会」なる団

体は実際上下部組織も明確ではなく、いわば実体的でない団体であつたが、当時としてはやむを得ない事情もあつたかこの団体を財団の構成員に加えた。しかし、昭和三十八年には中小企業団体の組織に関する法律に基づいて、新たに「全国繊維品小売商業組合連合会」が結成されたのであるから財団の構成も小売商部門に関しては右商業組合連合会をもつてこれに充ててゐるのが至当であると考えられるがどうか。

現在の財団役員は、この商組と全く関係のない単なる個人的グループにすぎない存在となつており、このような私的グループを対象に国が公共的な事業を託するのは不適当ではないか。現在の役員が財団を自分達の個人的な既得権のごとく考えて、故意に商組と関係をもつことを避けてゐるというが、もし事実とすれば問題ではないか。

二 右小売商団体のほかにもまだ法人格のない団体もあるが、この際、これらもすべて法人格をもつ団体として、財団の構成を明確なものに再編成し、今後の運営を明瞭公正ならしめる必要があると思ふが、いかに。

三 昭和三十五年、財団が不動産を購入した際、価格を水増し、千七百二十万円を役員が分割着服したとかいう問題が起つてゐるが、政府はこの事件をどのように考へてゐるのか。また、その後、その中の千二百二十万円を河村氏個人名義で三和銀行より借入れてあるというが事実か。また、その利子は財団から支払われているといふことも事実かどうか。監督官庁の責任にいかんなくはなかつたと思ふかどうか。これらの事情を明らかにされたい。

また、最近この千二百二十万円を財団の借入金に肩代わりしようとの計画が進められてゐるやに聞か、政府はどのような動きを知つてゐるかどうか。政府の所見を伺いたい。

昭和四十一年五月二十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作
衆議院議長 山口喜久一 郎殿

衆議院議員高田富之君提出財団法人繊維貿易会館の監督に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高田富之君提出財団法人繊維貿易会館の監督に関する質問に対する答弁書

一 昭和二十五年に織物消費税が廃止され、その後繊維関係団体からこの廃止措置に対する損失補償要求が続けられてきた。これに対し、昭和三十一年七月に至つて、輸出品および海外見本品の展示等を行なう施設を設立することにより、繊維品の輸出振興を図るために繊維品小売団体等により設立される財団法人繊維貿易会館に対し、ジェトロの差益金から二億円を配付するとともに、前述の損失補償要求については、以後採り上げない旨、閣議了解が行なわれた。

財団法人繊維貿易会館は以上のような経緯により設立されたものであり、かつて統制団体であり、織物消費税廃止に対する損失補償要求の中心団体であつた全国繊維製品小売商連合会も同財団の寄附行為者として加わつたものである。

一方、全国繊維品小売商業組合連合会は、五大都市の有志により設立された団体であつて、政府としては同財団の運営に参加させるよう指導を進めた。ところが、当該組合連合会を代表する理事の推せんにつき、かつて同財団の理事であつて理事間の意見の相違により退任した者が関与してゐたため、受入側財団の理事会の意見がまとまらず、かつ、そのうちに推せんを受けた者が当該組合連合会の役員を退いた等の事情もあり、当該組合連合会が同財団の運営に参加する件は実現をみるに至らなかつたものである。

しかしながら、政府としては、今後とも繊維

貿易会館設立の趣旨にかんがみ、同財団の運営に参加するにふさわしい団体があれば、それに加ふるよう指導をして参りたい。

二 法人格のない団体が財団法人繊維貿易会館の運営に参加していることについては、その団体が実質的活動を行ないうる基盤を有しておればとくに問題はないと考へてゐるが、同財団の運営の明朗化のためには今後とも大いに努力して参りたい。

三 同財団の不動産購入に際しての価格水増しについては、同財団から提出された収支決算書上では、何らの不正、不当も見当たらなかつた。また、河村氏の個人名義による銀行借入れについては、当該財団の経理の不正に關する告訴事件があり、その後告訴が取り下げられた経緯もあつたが、その際において、財団当事者からは、当該銀行借入れが当財団とは関係がない旨の報告を受けてゐる。さらに、その利子が同財団の会計から支払われているという点については、毎年提出される収支決算書を審査したところその事実はない。

右答弁する。

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における原動機付自転車の保有両数とこれによる人身事故の増大にかんがみ、損害賠償を保障する制度を確立し、被害者の保護を図ろうとするもので、主たる内容は、次のとおりである。

1 政府の再保険事業に関する規定を除き、原動機付自転車にも、自動車損害賠償保障法を適用すること。
2 保険金額を定める政令が改正された場合は、所要の経過措置を政令で定めることができることとする。

3 自動車損害賠償責任保険審議会の委員の定数を十一人から十三人に増員すること。
4 その他所要の規定を整備すること。

二 議案の修正議決理由

最近における原動機付自転車の事故の増大にかんがみ、適切妥當な措置と認めるが、なお、被害者救済の万全を期す必要があるもので別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

修正の主たる内容は次のとおりである。

1 農耕作業用小型特殊自動車(耕りん機)を本法の適用除外とする。
2 自動車損害賠償責任共済制度を設け、政令で定める自動車について農業協同組合及び農業協同組合連合会が共済責任を負うことができることとする。
3 施行期日を公布の日に改める。

また、原案に対し、日本社会党久保三郎君外一名から修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

三 本案施行に要する経費
昭和四十一年度自動車損害賠償責任再保険特別会計予算に二億三千三百二十一万円が計上されてゐる。

右報告する。

昭和四十一年五月二十四日

運輸委員長 古川 丈吉
衆議院議長 山口喜久一 郎殿

〔別紙〕

自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
目次中第四章 自動車損害賠償責任第五十五条(第七号)の一部を次のように改正する。
七 第三号の二 自動車損害賠償責任共済第五十四条の二を「第四章 自動車損害賠償責任共済(第五十五條―第七十五條の十一)に改める。」
第二条第一項中「第二条第二項に規定する自動

六

並ひに
項及び第八十五条の規定は同年九月三十日まで

(経過規定)

- 第三條 農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車(以下「農耕作業用小型特殊自動車」という。)を自己のために運行の用に供する者がこの法律の施行前に当該農耕作業用小型特殊自動車を運行し、これによつて他人の生命又は身体を害した場合には、損害賠償の責任を負つては、なお従前の例による。
- 2 農耕作業用小型特殊自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約(以下「責任保険契約」という。)であつてこの法律の施行の際現に締結されているものは、当該責任保険契約の保険期間の残存期間中、保有者(改正前の自動車損害賠償保障法(以下「旧法」という。)第二条第三項に規定する保有者をいう。)又は運転者(旧法第二条第四項に規定する運転者をいう。)が当該農耕作業用小型特殊自動車の運行によつて他人の生命又は身体に加えた損害の賠償責任を負ふことにより受けるべき損害を補ふことを目的として、当該責任保険契約の当事者間において締結された保険契約として存続するものとする。ただし、保険金額については、新法第十三条第二項の規定による定めがなされた場合においては、当該変更後の保険金額と同じ額とする。
- 3 前項に規定するものを除き、同項の保険契約に係る保険関係については、責任保険に関する新法第二十条の二第二項の規定を除く。その他の法律の規定を準用する。
- 4 自動車損害賠償責任再保険に関する新法の規定の適用については、第二項の保険契約は責任保険契約とみなす。
- 第三條 原動機付自転車に係る自動車保険の契約(被保険者が原動機付自転車の運行によつて他人の生命又は身体に加えた損害の賠償責任を負ふことにより受けるべき損害を補ふことを目的として締結されたもの(以下「旧〇契約」という。))の当事者は、当該原動機付自転車につき自動車損害賠償責任保険の契約(以下「責任保険契約」という。))が締結されたときは、旧〇契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により旧〇契約が解除されたときは、旧〇契約の保険者は、保険契約者に対して、政令で定める金額の解約返戻金を支払わなければならない。
- 3 旧〇契約の保険金額は、当該原動機付自転車につき責任保険契約が締結されたときは、政令で定める金額まで増加したものとす。

- 4 旧〇契約の保険契約者は、当該原動機付自転車につき責任保険契約が締結されたときは、旧〇契約の保険者に対して、政令で定める金額の支払を請求することができる。ただし、第一項の規定により旧〇契約が解除されたときは、この限りでない。
- 5 旧〇契約の保険契約者が、前項本文の規定による請求をしたときは、その時以後、旧〇契約の保険金額は、第三項の規定により増加した時以前の金額に復するものとする。
- 6 旧〇契約に係る原動機付自転車につき責任保険契約が締結された場合において、旧〇契約及び責任保険契約によりてん補すべき損害が生じたときは、まず責任保険契約による損害のてん補を行ない、そのてん補金額が損害の全部をてん補するに足りないときは、その足りない金額を旧〇契約によりてん補するものとする。
- 第五條 原動機付自転車に係る自動車共済の契約(被共済者が原動機付自転車の運行によつて他人の生命又は身体に加えた損害の賠償責任を負ふことにより受けるべき損害をてん補することを目的とする共済契約であつて、農協共同組合又は農業協同組合連合会との間に締結されたものをいう。以下「旧共済契約」という。))の当事者は、当該原動機付自転車につき自動車損害賠償責任共済の契約が締結されたときは、旧共済契約を解除することができる。
- 2 前条第二項から第六項までの規定は、原動機付自転車に係る旧共済契約について準用する。この場合において、これらの規定中「旧共済契約」とあるのは「旧共済契約」と、旧共済契約の保険者」とあるのは「農協共同組合又は農業協同組合連合会」と、旧共済契約」とあるのは「共済契約者」と、保険金額」とあるのは「共済金額」と、責任保険契約」とあるのは「自動車損害賠償責任共済の契約」と読み替へるものとする。
- 第六條 この法律の施行期に於ける間、前項の規定については、なお従前の例による。
- 第七條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
- (運輸省設置法の一部改正)

- 第四條第一項第四十二号の六の次に次の二号を加える。
- 四十二の七 自動車損害賠償責任共済等の共済規程に関する処分について同意すること。
- 四十二の八 自動車損害賠償責任共済等に係る業務に關し、報告をさせ、帳簿書類の閲覧を求め、又は必要措置をとるべきことを求めること。
- 二十五 自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 第五十一條第一項第二十号の次に次の二号を加える。
- 二十の五 自動車損害賠償責任共済に関すること。
- (大蔵省設置法の一部改正)
- 第八條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
- 第四條第四十号の二の次に次の二号を加える。
- 四十の三 自動車損害賠償責任共済等の共済規程に関する処分について同意すること。
- 四十二の三 自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 八の三 自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 第十二條第二項中同項第八号の二の下の「及び第八号の三を加える。
- (印紙税法の一部改正)
- 第九條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
- 第五條第九号ノ九中「保険契約書」の下に「並ニ同法ニ規定スル農協共同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責任共済ニ關シテ発スル共済掛金受取書及共済契約書」を加える。
- 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件(内閣提出)に關する報告書
- 一 本件の要旨及び目的
- 最近における大都市地域の納税者及び課税物件の大幅な増加等による事務の増大に對処し、納税者の利便と税務行政の円滑な運営をはかるため、東京国税局管内に雲谷税務署、福岡国税局管内に西福岡税務署を新設することとし、このため、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づいて、国会の承認を求めようとするものである。
- 二 本件の議決理由
- 最近における税務署の事務の増加状況にかえ

- り、納税者の利便と税務行政の円滑な運営をはかるための措置として妥當なものと認め、本件は、これを承認すべきものと議決した次第である。
- 三 本件に要する経費
- 雲谷税務署の敷地取得費及び庁舎新築費並びに西福岡税務署の庁舎新築費として、昭和四十一年度予算に約一億七千二百万円が計上されている。
- 右報告する。
- 昭和四十一年五月二十五日
- 大蔵委員長 三池 信
- 衆議院議長 山口喜久一郎殿
- 中部閣開発整備法案(増田甲子七君外八十五名提出)に關する報告書
- 一 議案の要旨及び目的
- 本案は、中部圏の開発及び整備に關する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の緊密化を促進するとともに、首都、近畿圏等の中間地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与しようとするものである。その主な内容は次のとおりである。
- 1 この法律で「中部圏」とは、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域をいうものとし、「中部圏開発整備計画」とは、中部圏の建設とその均衡ある発展を図るために必要な中部圏の開発及び整備に關する計画をいうものとする。
- 2 中部圏開発整備計画の立案及びその実施等の事務を所掌するため、總理府の機関として、中部圏開発整備本部を設置し、その長は、中部圏開発整備部長官とし、國務大臣を充てるものとする。
- 3 總理府に、内閣總理大臣の諮問に應じて、中部圏開発整備計画の重要事項等を調査審議する中部圏開発整備審議会(委員三十三人以上)を置くものとする。
- 4 中部圏の開発及び整備に關する重要事項を調査審議するため、関係県は、その協議によ

昭和四十一年五月二十六日 衆議院會議録第五十五号 議案に関する報告書

り規約を定め、共同して、中部圏開発整備地方協議会(委員三十四人以内)を設置するものとする。

5 中部圏開発整備計画は、基本開発整備計画及び事業計画とする。

基本開発整備計画(以下「基本計画」という。)は、中部圏における人口の規模及び配分、産業の配置その他中部圏の開発及び整備に関する総合的かつ基本的な方針等を定めるものとし、事業計画は基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについて計画とする。

6 中部圏開発整備計画における基本計画の作成は、中部圏開発整備地方協議会の審議を経て中部圏開発整備長官に提出された案に基づいて作成するものとし、その決定は、内閣総理大臣が、中部圏開発整備審議会の意見をきくとともに関係行政機関の長に協議して決定するものとする。

7 内閣総理大臣は、中部圏の地域内において、都市整備区域、都市開発区域及び保全区域を指定する事ができ、その指定は、その指定にあつては、関係地方公共団体及び中部圏開発整備審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならないものとする。

8 事業計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

9 政府は、中部圏開発整備計画を実施するため、必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならないものとする。

10 中部圏開発整備計画と北陸地方開発促進計画及び近畿圏整備計画との調整は、内閣総理大臣が、そのそれぞれの審議会の意見をきいて行なうものとする。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与しようとする本案の措置は、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約二千万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、安井総理府総務長官より本法案に対し「本法案の精神を尊重し、万全の運営を図る方針である。旨の意見が述べられた。」と報告する。

昭和四十一年五月二十五日
衆議院議長 山口喜久一郎殿
建設委員長 田村 元

住宅建設計画法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は住宅の建設に関する施策の実績及び住宅の情勢にかんがみ、住宅の建設に關し長期にわたる総合的な計画を策定し、その適切な実施を図ることに、国民生活の基盤である住宅を確保し、その質を向上させることを目的とするもので、主な内容は次の通りである。

1 建設大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、住宅対策審議会の意見をきいて、国民の住宅生活が適正な水準に安定するまでの間、昭和四十一年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の住宅建設に関する計画(以下「住宅建設五箇年計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

2 住宅建設五箇年計画には、五箇年間に於ける住宅の建設の目標を定めるとともに、五箇年間に於けるべき公営住宅その他の公的資金による住宅の建設について事業の量を明らかにするほか、目標を定めるに当たり、住宅の需要及び入居者の負担能力を考慮し、かつ、適切な規模、構造及び設備を有する居住環境の良好な住宅が建設されるよう配慮しなければならないものとする。

3 建設大臣は、住宅建設五箇年計画に基づき、あらかじめ関係行政機関の長と協議するとともに、住宅対策審議会及び関係都道府県

の意見をきいて、政令で定める地方ごとの住宅建設五箇年計画(以下「地方住宅建設五箇年計画」という。)を作成するものとする。

4 建設大臣は、地方住宅建設五箇年計画に基づき、関係都道府県の意見をきいて、都道府県の区域ごとの五箇年間に於ける公営住宅の建設の事業の量(以下「都道府県公営住宅建設事業量」という。)を定めるものとする。

5 都道府県は、市町村と協議の上、地方住宅建設五箇年計画に即して、当該都道府県の住宅建設五箇年計画(以下「都道府県住宅建設五箇年計画」という。)を作成するものとし、この計画には五箇年間に於ける住宅建設の目標を定めるとともに、公営住宅等、地方公共団体が建設する住宅、地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係る住宅について、建設の事業の量を明らかにしなければならないものとする。

6 国は、住宅建設五箇年計画について、地方公共団体は、都道府県住宅建設五箇年計画について必要な措置を講ずるほか、関係行政機関は、住宅建設五箇年計画の実施に關連して必要となる公共施設及び公益的施設の整備に關し十分な協力をするものとする。

7 国は、住宅建設五箇年計画に定められた住宅建設の目標に即して必要な住宅の建設基準を定め、これに基づいて、国及び地方公共団体は住宅の建設、又は住宅の建設に關する指導を行なうよう努めなければならないものとする。

8 公営住宅法の一部を改正して、公営住宅建設三箇年計画の制度を廃止し、本案に基づいて行なうものとするほか、所要の改正を行なうものとする。

二 議案の可決理由
住宅建設の長期にわたる総合的計画を策定し、その適切な実施を行なうことにより、人口の都市集約化、世帯の細分化等による住宅需要の増加の解決を図る措置として必要と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案には別紙の通り附帯決議を附することに決した。

昭和四十一年五月二十五日
衆議院議長 山口喜久一郎殿
建設委員長 田村 元

住宅建設計画法案に対する附帯決議
政府は住宅建設の総合的な計画の策定に当たつては、特に左の諸点に留意し、これが実施に遺憾なきを期すべきである。

一 住宅対策は不足戸数の抜本的解決とともに質及び居住環境の向上を図る必要があり、特に四〇〇万戸を民間の自力建設に依存している点にかんがみ、住宅基本法等これが対策を講ずべきである。

二 公的資金による住宅の建設については、勤労者の住宅を確保するため、公共賃貸住宅を大量に建設するとともにその家賃の低廉化を図るべきである。

三 公営住宅の建設に伴つて生ずる地方公共団体の建設費の超過負担は、地方財政の在り方から避けるべきものであり、このためその原因となつていふ地価の安定及び建設単価の引上げについてすみやかに措置を講ずべきである。

四 住宅建設五箇年計画に基づく六七〇万戸の住宅建設には約五万ヘクタールの宅地開発を必要とするが、このため土地利用計画等早急な土地対策を樹立し、住宅適地の需要に支障を与えないよう措置すべきである。

衆議院會議録第三十一号(中正誤)
衆議院會議録第四十五号(中正誤)
衆議院會議録第四十六号(中正誤)

衆議院會議録第四十六号(中正誤)
衆議院會議録第四十六号(中正誤)

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料別)

発行所
東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(六代)